

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告(説明書) ・特記仕様書 20ページ ・金抜設計書 	<p>入札公告(説明書)4-3: 技術提案書の作成に「見積対象項目に含まれる内容は評価対象としない」と記載されており、金抜設計書には、構造物掘削 特殊部A1および構造物掘削 特殊部A2は摘要欄に「見積対象」と記載されております。</p> <p>特記仕様書P20: 23-2-1(1)に特殊部A1、特殊部A2の作業内容内訳に「岩根西高架橋のライナープレート(Φ6.5m)による締切り、岩根西高架橋のライナープレート(Φ9.5m)による締切り」と記載されていることから、ライナープレートの変位計測に係わる事項は技術提案の評価対象外とお考えでしょうか?御教示願います。</p>	<p>ライナープレートの変位計測の詳細が不明であるため、技術提案の評価対象が評価対象か否か判断できません。設計図書における諸経費のうち、共通仮設費の内容に含まれるような提案であれば評価対象となります。</p>